

～知って役立つ～ 町からのお知らせ

お口歯ツプー健診

今年度に76歳、78歳、80歳の誕生日を迎えられる方を対象に、お口元気歯ツプー健診（口腔健診）を実施します。

高齢期になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多く、これが原因で誤嚥性肺炎を起すことがあります。この健診は「歯」だけでなく、「お口の機能」も含めて検査を行うため、定期的に歯科治療をされている方や、義歯（入れ歯など）を使用中的の方も受診できます。

▼健診期間 6月1日～1月31日
▼健診料 無料
▼対象者
今年度76歳になる方
（昭和25年4月1日～昭和26年3月31日生）
今年度78歳になる方
（昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生）

今年度80歳になる方

（昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生）

▼持参する物 受診券・マイナ保険証または資格確認書

※対象者には6月に受診券（オレンジ封筒）を送付します。前もって、県内の歯科医療機関へ予約の上、受診してください。

▼お問い合わせ先

鹿児島県後期高齢者医療広域連合
業務課保健事業班

☎ 099（206）1329

特定計量器定期検査

特定計量器定期検査とは、特定計量器（はかり）のうち、特に構造及び使用状況からみて、性能や器差（誤差）が変動する恐れのあるもの（非自動はかり、分銅及びおもりも含まれます）に対して、使用段階における計量器の適正さを担保するために、計量法に基づき2年毎に検査する制度です。鹿児島県計量協会により実施されます。

▼検査日程及び会場

7/22 (水)	町文化センター (11:00～16:30)
7/23 (木)	肝付町役場 岸良出張所 (9:30～10:00) 銀河アリーナ (11:00～14:00)

▼受検当日に必要なもの

- ・検査対象の特定計量器
- ・受検通知書（該当者は、町から送られてきます。）
- ・検査手数料（現金）

※詳細については、町ホームページをご確認ください。



▲肝付町
ホームページ

▼お問い合わせ先
肝付町役場 林務水産商工課

☎ 0994（67）2116
一般社団法人 鹿児島県計量協会
☎ 099（284）9112

6月1日は 「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員は、地域の相談パートナーです。差別や虐待、ハラスメント、インターネットによる誹謗中傷等、様々な人権問題について相談をお受けしますので、一人で悩まず、お気軽に御相談ください。※相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守します。

▼全国共通人権相談ダイヤル

☎ 0570（003）110

▼お問い合わせ先

鹿児島県地方務局鹿屋支局
☎ 0994（43）6790

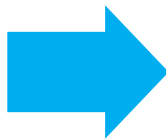
指定金融機関派出所窓口営業時間変更のお知らせ

6月1日（月）

より役場本庁内派出所（鹿児島きもつき農業協同組合）の営業時間が下記の通り変更となります。

変更前

8:30～15:00



変更後

9:00～11:00
12:00～15:00

なお、8:30～9:00、11:00～12:00、15:00～17:15までの町公金については会計課（水道料は水道課）にてお取り扱いできます。

※内之浦総合支所・町民生活課窓口では8:30～17:15まで取り扱っております。

税金等・水道料の納付について、金融機関での口座振替に加え24時間いつでも簡単に納付できるコンビニエンスストア納付やキャッシュレス決済での納付もできますので、ぜひご利用ください。

【現金でのお受け取りについて】

- 現金でのお受け取りは、**役場本庁内派出所のみ**で、上記の納付時間内に限ります。
- 現金でのお受け取りを希望されない方は、請求書に振込先をご記入の上、口座振込をご利用ください。

お問い合わせ先 肝付町役場 会計課 ☎ 0994（65）8416